

日野の自然を守る会 会則

(名称)

第一条 本会は、「日野の自然を守る会」と称する。

(事務所)

第二条 本会は、事務局を日野市内におく。および会計局を副事務局長宅におく。

(目的)

第三条 本会は、日野市の自然をまもり、市民の間に自然尊重の心を養い、その保全と復元に努力し、人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日野市の自然を守る市民運動
- (2) 自然を守るための調査・研究
- (3) 自然保護に関する啓蒙普及
- (4) 自然観察会・研究会などの実施
- (5) 会誌、その他出版物の刊行
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第五条 会員は、本会の目的に賛同するものをもって構成する。賛助会員は、本会の目的に賛同し、且つ本会の運営に直接参加しない個人、団体をもって構成する。

当会ホームページより、当会会誌「日野の自然」を閲覧希望する場合は Web 会員としての申込みを行い、受理された場合は Web 会員として登録する。

なお、通常の会員は自動的に Web 会員の資格を有する。

会員のご家族が入会する場合は家族会員とし、第六条に定める年会費は免除とする。

家族会員は会員と同様の資格を有するが、会誌「日野の自然」の配布は行わない。

第五条二 会員には当会が発行する会誌「日野の自然」を毎月 1 部受け取る権利を有する。

但し、会員資格を失った時点で権利は消滅する。

賛助会員については一口につき原則 2 部とする。

第五条三 会員が会計年度途中で退会をする場合は年会費の一部返却は行わない。退会の翌月から会誌の送付も行わないものとする。

(会費)

第六条 会員、賛助会員は、次の年会費を納めなければならない。

年会費は会計年度に合わせ 4 月から翌年 3 月までの 1 年分を前年度末 3 月に請求するものとする。

家族会員については第七条に定める入会金のみとする。

WEB 会員については第七条に定める入会金の他、入会金と同額の年会費を納めるものとする。

- ・会 員 大 人 3000 円
- 18 歳未満 1500 円
- 12 歳未満 1000 円
- ・WEB 会員 1000 円
- ・賛助会員 一 口 5000 円

(入会金)

第七条 本会に入会する人は、入会金を納めなければならない。
 入会金は、1000 円とする。但し、18 歳未満は必要としない。
 新たに家族会員として入会する場合は会員と同額の入会金を納めるものとする。
 インターネットによる会誌閲覧可能な Web 会員の入会金も同額とする。
 Web 会員入会者の入会金の入金確認後、事務局は速やかに会誌閲覧用 ID およびパスワードを知らさなければならない。

(役員)

第八条 本会は、次の役員をおく。

- ・会長 1 名
- ・副会長 2 名以上
- ・事務局長 1 名
- ・副事務局長 1 名
- ・幹 事 若干名
- ・会計監査 2 名

会長は、会を代表し、会務を統轄する。

副会長は、会長に事故がある時、代行する。

事務局長は、会の事務を統括する。

副事務局長は会の会計局として会計業務を担当する。また事務局長に事故がある時、その職務を代行する。

幹事は、会計、渉外、編集、調査・研究などを分担する。

この他、会の運営を円滑・公正に推進するために、必要に応じ顧問、相談役、協力員をおく。顧問、相談役、協力員は幹事会において必要に応じ選出し、委嘱する。

(役員を選出)

第九条 役員は、総会において会員より選任する。

役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

顧問、相談役、協力員任期は、役員任期に準ずる。

(総会)

第十条 総会は、毎年 1 回、会計年度終了後に会長が召集する。

総会は、活動方針、予算、決算の承認、役員選出などを行う。

会長は、臨時に必要と認めたとき、または会員総数の 1 / 10 以上の要求があったとき、臨時に総会を召集することができる。

総会における議決は、出席者総数の過半数により決する。

(幹事会)

第十一条 本会の事業を推進するために幹事会をおく。

幹事会は、第八条の役員で構成する。但し、顧問、相談役、協力員は出席する

ことができる。

会長は、毎月1回以上、幹事会を召集する。

(各委員会)

第十二条 第四条の事業を推進するために次の各委員会を置く。役員はいずれかに所属する。

また、必要に応じて顧問、相談役、協力員などから推薦できる。その際、委員会の代表は幹事会へ報告する。

- ・ 行事委員会
- ・ 会誌編集委員会
- ・ 生物多様性委員会
- ・ 調査・研究委員会
- ・ IT委員会

-2-

この他、本会の事業に必要なとき、幹事会の承認を得て委員会を置くことができる。

- ・ 標本作成委員会
- ・ 周年委員会

(会員・役員の除名、解任)

第十三条 会員・役員が、本会の目的に反したこと、または本会の名誉を著しく失墜するようなことが判明したとき、会長は幹事会に諮問し、会員・役員を除名、解任することができる。

(会計)

第十四条 本会の経費は、入会金、会費、事業収入、寄付金などをもってあてる。

会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(付則)

第十五条 本会則は、2020年6月1日より施行する。

1973年4月1日 制定

2020年5月30日 最終改正